

# BELS・省エネ評価業務の手数料

## 1) BELS評価手数料【住宅】

税抜（カッコ内は税込）単位：円

|         | 条件             | 手数料  |
|---------|----------------|--|
| 一戸建ての住宅 | 単独審査※          | 30,000<br>(33,000)   |
|         | 併願審査           | 10,000<br>(11,000)   |
| 共同住宅等   | 単独審査(住戸のみ)     | 100,000+(2,000×戸数)<br>(110,000+(2,200×戸数))                 |
|         | 単独審査(建築物全体の審査) | 100,000+(2,000×戸数)+100,000<br>(110,000+(2,200×戸数)+110,000) |
|         | 併願審査           | 上記手数料の2分の1の額とする。   |

- ① 一戸建ての住宅の審査は、専用住宅のみを対象とし、用途分類が複数ある場合、別途見積とします。
- ② 一戸建ての住宅の単独審査において、建築物の延べ面積は500㎡以下を対象とし、500㎡を超える場合、別途見積とします。
- ③ 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の手数料は、「建築物全体の審査」の手数料とします。
- ④ 「共用部を有しない3住戸以下の共同住宅等」の手数料は、一戸建ての住宅の料金に戸数を乗じた額とします。
- ⑤ 戸数が5戸以下の共同住宅等の手数料は、戸数を5戸として算定します。
- ⑥ 併願審査の適用は、同一の計算内容等で合理的に審査できる場合に限ることとします。
- ⑦ 変更申請手数料は、当初の申請で適用された手数料に2分の1の額とします。
- ⑧ 電子情報処理組織による申請に伴い、延べ面積が300㎡以上1,000㎡未満の建築物で JTCが副本を作成する場合、10,000円（税込11,000円）当該副本を配送する場合、1,000円（税込1,100円）の手数料を、それ以外は別途見積とします。
- ⑨ 本表に定める評価方法以外の方法による場合、別途見積とします。

## 2) BELS評価手数料【非住宅】

モデル建築法

税抜（カッコ内は税込）単位：円

| 延べ面積                    | 用途分類 ※                   |                          |                          |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|                         | A種                       | B種                       | C種                       |
| 0㎡ 以上 - 300㎡ 未満         | 100,000×N<br>(110,000×N) | 60,000×N<br>(66,000×N)   | 40,000×N<br>(44,000×N)   |
| 300㎡ 以上 - 2,000㎡ 未満     | 120,000×N<br>(132,000×N) | 80,000×N<br>(88,000×N)   | 60,000×N<br>(66,000×N)   |
| 2,000㎡ 以上 - 3,000㎡ 未満   | 180,000×N<br>(198,000×N) | 100,000×N<br>(110,000×N) | 80,000×N<br>(88,000×N)   |
| 3,000㎡ 以上 - 4,000㎡ 未満   | 200,000×N<br>(220,000×N) | 140,000×N<br>(154,000×N) | 100,000×N<br>(110,000×N) |
| 4,000㎡ 以上 - 5,000㎡ 未満   | 240,000×N<br>(264,000×N) | 180,000×N<br>(198,000×N) | 120,000×N<br>(132,000×N) |
| 5,000㎡ 以上 - 10,000㎡ 未満  | 280,000×N<br>(308,000×N) | 200,000×N<br>(220,000×N) | 160,000×N<br>(176,000×N) |
| 10,000㎡ 以上 - 20,000㎡ 未満 | 320,000×N<br>(352,000×N) | 240,000×N<br>(264,000×N) | 180,000×N<br>(198,000×N) |
| 20,000㎡ 以上 - 50,000㎡ 未満 | 380,000×N<br>(418,000×N) | 300,000×N<br>(330,000×N) | 220,000×N<br>(242,000×N) |
| 50,000㎡ 以上 -            | 別途見積                     |                          |                          |

- ※ 用途分類は、4) 用途分類によります。  
 ※ Nは、計算に適用するモデル数による係数

| 延べ面積                    | 用途分類 ※               |                      |                      |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|                         | A種                   | B種                   | C種                   |
| 0㎡ 以上 - 300㎡ 未満         | 170,000<br>(187,000) | 120,000<br>(132,000) | 90,000<br>(99,000)   |
| 300㎡ 以上 - 2,000㎡ 未満     | 270,000<br>(297,000) | 170,000<br>(187,000) | 150,000<br>(165,000) |
| 2,000㎡ 以上 - 3,000㎡ 未満   | 330,000<br>(363,000) | 190,000<br>(209,000) | 190,000<br>(209,000) |
| 3,000㎡ 以上 - 4,000㎡ 未満   | 370,000<br>(407,000) | 230,000<br>(253,000) | 210,000<br>(231,000) |
| 4,000㎡ 以上 - 5,000㎡ 未満   | 430,000<br>(473,000) | 270,000<br>(297,000) | 230,000<br>(253,000) |
| 5,000㎡ 以上 - 10,000㎡ 未満  | 490,000<br>(539,000) | 330,000<br>(363,000) | 270,000<br>(297,000) |
| 10,000㎡ 以上 - 20,000㎡ 未満 | 570,000<br>(627,000) | 370,000<br>(407,000) | 330,000<br>(363,000) |
| 20,000㎡ 以上 - 50,000㎡ 未満 | 650,000<br>(715,000) | 450,000<br>(495,000) | 390,000<br>(429,000) |
| 50,000㎡ 以上 -            | 別途見積                 |                      |                      |

※ 用途分類は、4) 用途分類によります。

### 3) 注意事項

- ① A種、B種、C種の用途分類の適用については、4)用途分類によります。
- ② 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- ③ 一つの棟に用途分類が複数ある場合、次の通り適用します。
  - ・ A種が含まれるときはA種
  - ・ A種がなくB種が含まれるときはB種
 ただし、上記適用が著しく不合理であると認めた場合、別途判断によります。
- ④ モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じて係数（N）を乗じた額とします。  
（モデル数2の場合：1.1 モデル数3の場合：1.2 モデル数4以上：1.3）
- ⑤ 計画変更の手数料は、当初適用された手数料の10分の6の額とします。  
ただし、次の場合は上表の手数料とします。
  - ・ モデル建築法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更して申請する場合
  - ・ 直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑥ 改修前後の評価を行う場合は、上表の各手数料に当該料金の10分の5の額を加算した手数料とします。
- ⑦ 電子情報処理組織による申請に伴い、延べ面積が300㎡以上1,000㎡未満の建築物で JTCが副本を作成する場合、10,000円（税込11,000円）当該副本を配送する場合、1,000円（税込1,100円）の手数料を、それ以外は別途見積とします。
- ⑧ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の結果を利用した申請の場合は、上表の手数料によらず、一律10,000円（税込11,000円）とします。  
この時、外皮性能の審査を追加して行う場合は、上表の手数料の10分の1の額を加算します。
- ⑨ 本表に定める評価方法以外の方法による場合、別途見積とする。

#### 4) 用途分類

(確認申請書第四面に記載する用途コードによる)

| 分類 | 対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途  | 用途区分コード |
|----|--|---------|
| A種 | 図書館その他これに類するもの   | 08140   |
|    | 博物館その他これに類するもの   | 08150   |
|    | 美術館その他これに類するもの   | 08152   |
|    | 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの  | 08170   |
|    | 助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）   | 08190   |
|    | 児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）   | 08210   |
|    | 公衆浴場（個室月浴場業に係る公衆浴場を除く。）  | 08230   |
|    | 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）  | 08240   |
|    | 病院   | 08260   |
|    | ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場   | 08370   |
|    | 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）  | 08380   |
|    | ホテル又は旅館  | 08400   |
|    | 映画スタジオ又はテレビスタジオ  | 08480   |
|    | 劇場、映画館又は演芸場  | 08530   |
|    | 観覧場  | 08540   |
|    | 公会堂又は集会場   | 08550   |
|    | 展示場  | 08560   |
|    | ダンスホール   | 08590   |
|    | 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品を目的とする店舗その他これらに類するもの | 08600   |

(確認申請書第四面に記載する用途コードによる)

| 分類   | 対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途  | 用途区分コード |
|--|--|---------|
| B種   | 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの  | 08060   |
|  | 幼稚園  | 08070   |
|  | 小学校  | 08080   |
|  | 義務教育学校   | 08082   |
|  | 中学校、高等学校又は中等教育学校   | 08090   |
|  | 特別支援学校   | 08100   |
|  | 大学又は高等専門学校   | 08110   |
|  | 専修学校   | 08120   |
|  | 各種学校   | 08130   |
|  | 幼保連携型認定こども園  | 08132   |
|  | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの   | 08160   |
|  | 保育所その他これに類するもの   | 08180   |
|  | 助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）   | 08192   |
|  | 児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）   | 08220   |
|  | 診療所（患者の収容施設のないものに限る。）  | 08250   |
|  | 巡査派出所  | 08270   |
|  | 公衆電話所  | 08280   |
|  | 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）  | 08290   |
|  | 地方公共団体の支庁又は支所  | 08300   |
|  | 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの  | 08330   |
|  | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売所その他これに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの   | 08390   |
|  | 自動車教習所   | 08410   |
|  | 日用品の販売を主たる目的とする店舗  | 08438   |
|  | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）   | 08440   |
|  | 飲食店（事項に掲げるものを除く。）  | 08450   |
|  | 食堂又は喫茶店  | 08452   |
|  | 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 | 08456   |
|  | 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗   | 08458   |
|  | 物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）   | 08460   |
|  | 事務所  | 08470   |
|  | 料理店  | 08570   |
|  | キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー   | 08580   |
| 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） | 08650  |         |

(確認申請書第四面に記載する用途コードによる)

| 分類  | 対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途         | 用途区分<br>コード |
|-----|-----------------------------------|-------------|
| C種  | 公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋               | 08310       |
|     | 建築基準法令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設 | 08320       |
|     | 工場（自動車修理工場を除く。）                   | 08340       |
|     | 自動車修理工場                           | 08350       |
|     | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの                  | 08360       |
|     | 畜舎                                | 08420       |
|     | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場               | 08430       |
|     | 自動車車庫                             | 08490       |
|     | 自転車駐輪場                            | 08500       |
|     | 倉庫業を営む倉庫                          | 08510       |
|     | 倉庫業を営まない倉庫                        | 08520       |
|     | 卸売市場                              | 08610       |
|     | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設      | 08620       |
|     | 農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの              | 08630       |
|     | 農業の生産資材の貯蔵に供するもの                  | 08640       |
| 要相談 | その他                               | 08990       |